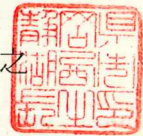


湖西市告示第164号

湖西市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 9 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 実施要綱の一部を改正する要綱

湖西市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成23年湖西市告示第134号）の一部を次のように改正する。

第4条中「全ての」を削り、「を満たす」を「のいずれにも該当する」に改める。

別表第2備考2(2)ウを削り、同表備考2(3)を同表備考2(4)とし、同表備考2(2)の次に次のように加える。

(3) 認定の基礎

認定の基礎となるのは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税並びに生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）とし、その算定等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 市町村民税の所得割を計算するときは、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は適用しないこと。

イ 控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「本通知」とい

う。)の規定によって再計算しない取扱いを原則とすること。

ウ 令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている児童が属し、その徴収基準月額の算定に当たり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とすること。

エ 指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6パーセント）により算出された額を用いることとすること。

オ 生活保護については現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とすること。

カ 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によること。

別表第2備考5中「令和元年度」を「令和2年度」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

年 月 日

(宛先)

湖西市長

申請者

住 所

氏 名

(対象者との続柄)

TEL

下記により、日常生活用具の給付を申請します。

対 象 者	氏 名			生年月日	年 月 日(歳)	
	住 所					
	疾患名					
世 帯 状 況	氏 名	対 象 者 との続柄	生年月日	職 業	備 考 対象者に対する介護の状況等	
給付を希望 する 理 由						
現在の住まいの状況		住 宅	1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和 式 2 洋 式 3 な し	便 器 1 和 式 2 洋 式 3 携帯用
現在の 介護の 状 況	入 浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともし ていない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助が必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移 動	1 車椅子使用 2 他人の介助が必要 (一部・全部) 3 自分でできる
給付を受けたい用 具の名称				希望する 形式規模等		
給付上特に希望す る事項						
備 考						

(注意)

この申請書には、対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分市民税の課税額を証明する書類(生活保護を受けている人の場合は、福祉事務所長の証明書)を添付すること。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の別表第 2 の規定は、この要綱の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に用具の給付決定を受ける者が支払う申請者負担額について適用し、施行日前に用具の給付決定を受けた者が支払う申請者負担額については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。